

平28福情答申第2号

平成28年6月13日

福岡市住宅供給公社理事長 和志武 三樹男 様

(福岡市住宅供給公社総務課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例の一部を改正する条例 (平成28年福岡市条例第7号) による改正前の福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第2項の規定に基づき、平成27年5月13日付け福市住公第88号から第94号までにより諮問を受けました下記の7件の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「H24. 4. 1 現在の特定市営住宅の特定棟の空室部屋番号」

「H24. 10. 1 現在の特定市営住宅の特定棟の空室部屋番号」

「H25. 4. 1 現在の特定市営住宅の特定棟の空室部屋番号」

「H25. 10. 1 現在の特定市営住宅の特定棟の空室部屋番号」

「H26. 4. 1 現在の特定市営住宅の特定棟の空室部屋番号」

「H26. 10. 1 現在の特定市営住宅の特定棟の空室部屋番号」

「H27. 4. 1 現在の特定市営住宅の特定棟の空室部屋番号」

の各非公開決定の件

第1 審査会の結論

「特定年月日現在の特定市営住宅の特定棟の空室部屋番号」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市住宅供給公社（以下「実施機関」という。）が福岡市情報公開条例第7条第1号及び第3号を理由として行った7件の非公開決定（以下「本件各決定」という。）は、各リスト（第4, 1, (1)参照）の見出しの項目の部分及び「区名」の欄の部分について公開とすることが妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成27年4月13日付け福市住公第9号から第15号までで実施機関が異議申立人に対して行った本件各決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成27年4月2日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書に係る7件の公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。
- (2) 平成27年4月13日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件各決定を行い、その旨を異議申立人にそれぞれ通知した。
- (3) 平成27年4月23日、異議申立人は、本件各決定について、これらを不服として実施機関に対して7件の異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、7件の異議申立書において、実施機関の本件各決定については、単なるデータの隠ぺいであり、いやがらせの不法行為であるから、庁舎内コンピュータ管理しているデータのうち、請求事項について全部公開するよう主張

している。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成28年1月18日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件各決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書の特定について

本件各請求は、特定年月日現在の特定市営住宅の特定棟のすべての空室部屋番号を記録した文書の公開を求めるものであるが、本件各請求に正確に一致する公文書は存在しない。

一方、福岡市では、年に4回（5月、8月、11月、2月）、抽選方式による市営住宅の入居者募集を実施しているが、その募集住宅を決定するにあたり、その都度、実施機関が募集管理を行う市営住宅のすべての空室に関する一覧表を作成している。当該一覧表は、5月の募集の場合には4月1日前後の時点、11月の募集の場合には10月1日前後の時点での空室を記録しており、これらの一覧表は、本件各請求において求められた特定年月日に近接した時期における空室を記録しているものであることから、請求の趣旨に鑑み、当該文書を対象文書として特定した。

なお、対象文書は、本件各請求で求められた特定市営住宅の特定棟の空室部屋番号に限らず、すべての市営住宅の空室部屋番号に関する情報を記録した文書である。

(3) 本件各決定を行うに至った理由

ア 条例第7条第3号該当性について

本件各請求は、特定年月日現在の特定市営住宅の特定棟のすべての空室部屋番号の公開を求めるものであり、これらの情報によって、特定年月日における空室が特定できるとともに、空室となっている期間を読み取ることも可能となる。また、同様の請求を継続反復して請求することによって、よりきめ細かに空室の状況を把握できることとなる。

近年、倒壊や犯罪誘発の危険性から、空き家問題がクローズアップされているが、市営住宅においても、空室を不正使用した事件や事故事案等の犯罪誘発のリスクは民間住宅と同様である。

本市の市営住宅には、出入りを管理するような常駐の管理人はおらず、いわゆるオートロックの設備もないため、事実上誰もが自由に住棟内に立ち入ることが可能な状態にある。また、玄関、ベランダの鍵も、一般に広く利用されているもので、特に防犯性能の高いものではなく、防犯カメラの類が設置されている住宅も少ない。

そのため、空室の期間が長ければ、それだけ犯罪等のリスクは高まると考えられるが、市営住宅の入居者選考の多くは抽選方式であり、その手続きには時間を要するため、前入居者が退去し、次の入居者が入居するまでに5か月から8か月を要するのが通例である。また、空室には、火災による住宅設備の損傷や近隣住戸の迷惑行為などで、当面入居者選考をする予定のない長期空室も存在する。

このような中で、設備の充実により住宅の防犯性能を高めることには限界があることを考慮すると、空室が犯罪等に利用されることを防止し、住民生活の安心・安全の確保と秩序維持を図るため、空室番号を公開しないことには合理性がある。

以上、本件各請求は、条例第7条第3号に規定する人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序に支障を及ぼすおそれのある情報に該当する情報の公開を求めるものであることから、非公開とすることが適当である。

イ 補足

本件対象文書の一部には、条例第7条第1号に規定する個人情報及び条例第7条第4号に規定する審議、検討又は協議に関する情報並びに条例第7条第5号に規定する行政運営情報が含まれているため、この点を補足する。

(ア) 条例第7条第1号該当性について

本件対象文書には、空室ごとの退去日が記載されているが、当該退去日は、前入居者の退去日であり、個人に関する情報である。また、対象文書により次の入居者の入居時期を特定することも可能である。

また、本件対象文書のみをもって、一般的には特定個人の識別はできないが、本件対象文書には住所に相当する「団地名」、「建物番号」及び「住戸番号」が含まれることから、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが十分可能である。

なお、請求者は、本件請求に係る特定市営住宅に居住していた者であることを考慮すると、本件対象文書により特定の個人を識別することが容易に可能である。

また、本件対象文書に記録されている「住宅用途」及び「用途」は、当該住戸に入居する世帯がどのような世帯であるのか、また、どのような選考方法により入居に至ったかなどを知ることのできる情報であり、個人情報保護の観点からも、本件対象文書は非公開とすることが適当である。

(イ) 条例第7条第4号該当性について

市営住宅の入居者選考は、公募が原則とされており、本市では、年4回実施している抽選方式による入居者募集により空室の入居者を選考している。

本件対象文書は、この抽選方式による入居者募集にあたり、募集対象住戸やその募集区分等を決定するため、福岡市との協議用に作成した文書の一部であり、条例第7条第4号に規定する市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報に該当する。

例えば、平成27年度の5月募集に係る公開請求については、実施機関が抽選方式による入居者募集を行う前の請求であったが、このような抽選募集の対象となる空室の情報を、一般に公開される前に、特定の者に公表することは、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、請求者又はその情報を知り得た者が抽選に応募した場合には、他の応募者が知り得ない事実を知って参加したことになり、特定の者に不当に利益を与えるものともいえることから、本件対象文書は非公開とすることが適当である。

(ウ) 条例第7条第5号該当性について

本件対象文書は、実施機関の事務事業である市営住宅の管理に関する情報であり、条例第7条第5号の市の機関等が行う事務又は事業に関する情

報に該当する。

本件対象文書の公開により、募集事務の適正な執行を阻害するおそれ
は、前述してきたとおりである。抽選募集は継続反復する事務事業であり、
ひとたび、市民に不信を与えれば、当該抽選募集の公平性、公正性を阻害
するのみならず、それ以降の抽選募集の実施に多大な支障を及ぼすことと
なる。

市営住宅は住宅セーフティネットとして重要な役割を担うものであり、
実施機関は長年にわたる管理の実績により、市営住宅管理者として、市民
および居住者の信頼を築いてきた。

市営住宅の入居者や入居希望者には、様々な事情を抱えた方がいるが、
実施機関は住宅管理を通じて、膨大な個人情報、センシティブな情報を保
有しており、徹底した情報管理を行っている。

また、居住者の生活の安心・安全を確保するため、迷惑行為や不正使用
の是正指導、施設、設備の適切な維持管理などを行っている。

情報公開は、何人であっても広く公開請求を認め、その情報をどのよう
に利用するかを問われることもない。犯罪利用など悪意を秘めた請求で
あっても、それを知ることはできず、排除しようがない。実施機関が公開
した情報が、犯罪に利用されたり、プライバシーの侵害などの重大な権利
侵害を引き起こしたりした場合には、これまでに積み上げた実施機関に対
する市民、居住者の信頼は崩れ、適正な事務事業の継続が困難になること
は明白であるため、本件対象文書は非公開とすることが適当である。

ウ 結論

本件各請求は、犯罪等を誘発し、市民生活の安全と秩序の維持に支障を及
ぼすおそれのある生命等保護情報に該当するものであり、利用のされ方によ
っては、個人の権利侵害につながる情報や市民の間に混乱を生じたり、事
務事業の適正な遂行に支障を及ぼしたりするおそれがあるものである。

実施機関には、市営住宅管理者として、住民の生活の安全と安心を確保す
る責務があり、市民の知る権利を保障し、開かれた市政を推進するとの情報
公開の目的、趣旨を考慮してなお、本件各請求については非公開とすること
が適切であり、本件各決定は正当かつ妥当な処分である。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書の特定について

(1) 異議申立人は、異議申立書において、「特定年月日における特定市営住宅の特定棟の空室部屋番号」が記載された文書の公開を主張している。

一方で、実施機関によると、異議申立人が求める対象文書に正確に一致する公文書は存在しないが、本件各請求において求められた特定年月日に近接した時期における空室を記録した一覧表（「平成〇年〇月末現在空き家リスト」（以下「各リスト」という。））を作成していることから、請求の趣旨に鑑み、各リストを本件対象文書として特定したとのことである。

(2) 当審査会において、実施機関が特定した各リストを見分したところ、各リストには、「平成〇年〇月末の現在空き家」一戸毎の「区名」、「団地名」、「団地コード」、「建物番号」、「住戸番号」、「退去日」、「EV（審査会注：エレベーター）」、「住宅形式」、「住戸専用面積」、「住宅用途」、「竣工年度」「階数（地上）」及び「用途」が記載されていた。

(3) そして、異議申立人が公開を求める「特定市営住宅の特定棟の空室部屋番号」に合致する項目としては、「団地名」、「建物番号」及び「住戸番号」の3項目が該当する。

さらに、各リストが異議申立人が指定した「特定年月日」に係る本件対象文書に該当するか否かについては、実施機関の説明によると、実施機関が情報公開の制度趣旨を踏まえ、異議申立人の情報公開請求に可能な限り応答する見地に基づくものであるとうかがえる（第3, 2, (2)参照）。

(4) よって、以上のことから、当審査会としては、実施機関が各リストを本件対象文書として特定したことは妥当であると判断する。

以下、当審査会において、まず、実施機関が本件対象文書として特定した各リストを非公開とした主たる事由と主張する条例第7条第3号（以下「第3号」という。）該当性の適否を判断することとする。

2 第3号該当性について

(1) 第3号について

第3号は、公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開とすることを定めたものである。

そして、「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護に支障を及ぼす」とは、公にすることにより、特定の個人の行動予定や住居の間取り等が分かり、これらが犯罪の被害を受けるおそれがある場合や、違法行為、不正行為などの通報者、告発者が特定され、これらの人が危害を加えられるおそれがある場合等をいい、「犯罪の予防に支障を及ぼす」とは、公にすることにより、犯罪等を防止するための行為が、その目的を達成できなくなる場合や、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合等をいうと解される。また、「その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、公にすることにより、市民生活の安全に対する障害が発生し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠き、又は社会的差別を助長するような結果が発生するおそれのある情報をいう。

(2) 第3号該当性について

ア 実施機関の主張によると、空室が判明すると、空室への不法な侵入等の犯罪が誘発されるなど犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあること、また、仮に空室を公開するとした場合には、特定の者が「特定市営住宅の特定棟の空室部屋番号」という同種の請求を繰り返し行うことによって、よりきめ細かに空室の状況を把握できることになり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるとのことであった。実施機関としては、空室が犯罪等に利用されることを防止し、住民生活の安心・安全の確保と秩序維持を図るため、空室部屋番号を公開しないことには合理性があると考えており、本件対象文書は、第3号に規定する人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序に支障を及ぼすおそれのある情報であることから非公開としたとのことであった。

イ 一般的に、空室が犯罪に利用されることがあることは、近年の詐欺事件等の発生状況からも確かである。

一方、市営住宅は長期にわたって種々の理由により空室のままになってい

る住戸が存在することも確かである。

このように、ある時点で空室となっている住戸と数年にわたって長期の空室となっている住戸の部屋番号が公開されると、詐欺事件等の犯罪に利用される可能性を否定しがたいものと考えられる。

ウ しかしながら、当審査会で各リストを見分したところ、見出しの項目の部分及び「区名」の欄の部分については、公開しても、第3号に規定する人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序に支障を及ぼすおそれのある情報とは認められないため、当該部分については公開することが妥当であると判断する。

エ なお、当審査会で確認したところ、実施機関が年4回実施している抽選方式による福岡市営住宅の入居者募集の際においても、市営住宅の「住宅名」（各リストの「団地名」に相当するもの）は公開しているが、「建物番号」及び「住戸番号」は公開せずに募集を行っていた。

さらに、福岡市市営住宅の設置や適正な管理についての規定（「福岡市市営住宅条例」（平成9年福岡市条例第40号）及び「福岡市営住宅条例施行規則」（平成9年福岡市規則第100号））を確認したが、「特定市営住宅の特定棟の空室部屋番号」を公開すべきとする規定は見当たらなかった。

オ 以上のとおり、各リストは、見出しの項目の部分及び「区名」の欄の部分を除いた部分については第3号の非公開情報に該当するものであると認められる。

3 第1号及び第5号該当性について

当審査会において、上記2のとおり、各リストの見出しの項目の部分及び「区名」の欄の部分を除いた部分について第3号の非公開情報に該当する旨判断したが、実施機関が、本件各決定の非公開事由として条例第7条第1号（以下「第1号」という。）該当性を主張していること、また、口頭意見陳述時の補足主張として条例第7条第5号（以下「第5号」という。）該当性を主張しているため、以下、当審査会において、これらの適否についても言及しておくこととする。

(1) 第1号について

第1号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することがで

きるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として規定している。

もつとも、第1号は、本文に該当するものであっても、同号ただし書に該当する場合には公開しなければならない旨を規定している。

まず、第1号ただし書アの規定は、個人情報に該当する場合であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、非公開情報から除外することを定めるものであるが、このうち、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいい、また、公にすることが予定されている情報とは、公開請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。

次に、第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

(2) 第5号について

第5号は、市の機関等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報として規定している。

そして、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることによる利益との公益性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいう。

(3) 第1号及び第5号該当性について

ア 実施機関の主張によると、各リストに記載されている情報には、「団地名」、
「建物番号」及び「住戸番号」のように、各リストのみをもって、一般的には特定個人の識別はできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが十分可能な情報に該当するものがあるとのことである。

また、「住宅用途」及び「用途」については、例えば、「住宅用途」が「車椅子仕様市営住宅」であれば車椅子使用者がいること、「高齢者仕様市営住宅」であれば高齢者等で構成された世帯であることが容易に推測されることとなり、「用途」が「一時使用」であれば、その空室に入居する者が災害の被災や犯罪、DV被害により、一時避難をしている者であることがわかることとなるとのことである。

よって、実施機関としては、各リストの作成時点では、入居者は存在していないが、これらの情報が公表されることになると、その後、対象住戸に入居した者に対するプライバシー侵害等のおそれが生じたり、犯罪のおそれが生じることとなり、仮に、そのような事態が生じるようなことになると、実施機関が長年築いてきた信頼が崩れ、実施機関の事務事業である市営住宅の適正な管理に支障を及ぼすことになると考えているとのことであつた。

イ 当審査会としては、入居者や居住者の生活の安心・安全を確保するために、プライバシー侵害等のおそれや、適正な事務事業に支障を及ぼすおそれがある情報を公にすることはできないという実施機関の説明は合理的であると認められ、各リストに記載されている情報（見出しの項目の部分及び「区名」の欄の部分を除いた部分）のうち、『「団地名」「建物番号」及び「住戸番号」』、「住宅用途」、「用途」については、第3号該当性に加えて、第1号又は第5号該当性も認められると判断するものである。

以上により、本件各決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
-------	---------

平成27年5月13日	実施機関からの諮問
平成27年7月9日	実施機関が弁明意見書を提出
平成28年1月18日（第2部会）	実施機関より意見聴取
平成28年2月22日（第2部会）	審議
平成28年4月18日（第2部会）	審議
平成28年5月23日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜之，井上禎男，勢一智子，錦谷まりこ，北坂尚洋